

勧告に当たって（北九州市人事委員会委員長談話）

本日、北九州市人事委員会は、市議会及び市長に対し、本市職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、人事委員会による給与勧告制度が設けられており、従来から本委員会は、本市職員と市内民間従業員の給与水準の均衡を図ることを基本として、勧告を行ってきました。

本年も、本市行政職職員とこれに相当する市内民間事業所の事務・技術関係職種の従業員の4月分給与を精確に比較したところ、本市職員の給与が民間従業員の給与を361円（0.09%）下回っていました。

本委員会は、この較差を是正するため、国の改定傾向等を考慮の上、若年層に重点を置いた給料表の改定を行うよう勧告しました。

また、市内民間事業所における特別給（ボーナス）の支給状況を踏まえ、本市職員の「期末・勤勉手当の支給月数及びその配分」について、国に準じて措置することが適当である旨を言及しました。

月例給及びボーナスがともに引き上げ内容となるのは、4年連続となります。

「扶養手当の見直し」について、配偶者に係る扶養手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額等を行い、これにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げることとしました。

このほか、「雇用と年金の接続」、「働き方改革」、「心の健康づくりとハラスメント防止」、「会計年度任用職員」及び「服務規律の保持」などについて、本委員会としての基本的な考え方を述べております。

なお、本年4月に県費負担教職員の給与負担等の権限が本市に移譲されたことに伴い、新たに報告及び勧告の対象となった本市立の小学校、中学校、特別支援学校の教職員について、長時間労働の改善に触れているところです。

人事委員会の給与勧告制度は、地方公務員法に規定されている情勢適応の原則に基づき、職員に適正な処遇を確保しようとするものであり、職員の士気や組織活力の向上を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。

関係各位におかれましては、勧告制度の意義と役割について、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、職員各位におかれては、市民の信頼と期待に応えるよう公務員としての高い倫理観と使命感を持ち、一層職務に精励されるよう要望いたします。

平成29年9月15日
北九州市人事委員会
委員長 河原一雅